

制定：平成 27 年 6 月 1 日

## 確認検査業務手数料規程実施細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、別に定める「アウェイ建築評価ネット株式会社確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき、アウェイ建築評価ネット株式会社(以下「ABN」いう。)が必要と認める事項に係る運用の細目を定めるものとする。

(手数料の減額)

第 2 条 ABN は、手数料規程第 12 条に基づき、次に掲げる減額事項については、同規程に定める手数料の額について、次の各号に定める額とすることができる。

- (1) 住宅性能評価をあわせて申請する確認申請については、地域の実情等により必要と認められる場合、当該手数料の額の 10%を限度に割引くことができる。
- (2) 住宅金融支援機構の証券化支援事業(適合証明業務)をあわせて申請する戸建住宅の手数料の額について、当該手数料の額の 10%を限度に割引くことができる。
- (3) 同じ型式、同じ構造の戸建住宅について、又は年間複数戸の申請者について、確認申請、中間検査、完了検査の手数料の額について、当該手数料の額の 30%を限度に割引くことができる。
- (4) 類似する建築物等の確認、中間検査及び完了検査等確認検査業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して、当該手数料の額の 10%を限度に割引くことができる。
- (5) その他、ABN が、業務上必要と認める場合は、当該手数料の額の 10%を限度に割引くことができる。

2 前項のうち、複数の事項に該当する場合は、それぞれの事項で定めた割合の合計を限度に割引くことができる。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。